

# 令和6年度メディカルサポート事業 実施イメージ

令和6年度より「メディカルサポート事業」に名称変更します。  
県スポーツ協会から各競技団体へ補助金を交付し、アスレティックトレーナーやスポーツ栄養士に計画的且つ継続的にサポートしていただき、選手のパフォーマンス向上の一助となるよう、有効活用してください。

- |                                      |   |  |
|--------------------------------------|---|--|
| ○日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー<br>(JSPO-AT) | ⇒ | ・スポーツ外傷、障害の予防<br>・救急処置<br>・アスレティックリハビリ<br>・テーション |
| ○県認定アスレティックトレーナー                     |   | ・測定と評価<br>・健康管理と組織運営<br>・教育的指導                   |
| ○日本スポーツ協会公認スポーツ栄養士                   | ⇒ | ・個々に応じた食事の提供や指導                                  |
| ○県認定スポーツ栄養士                          |   | ・栄養と食の質と安全の管理                                    |

※大会だけの活用はできませんので、必ず、通常練習や強化練習等にも活用をお願いします。



練習時



試合時

対象経費は、アスレティックトレーナーもしくはスポーツ栄養士に係る報償費・旅費のみですが、年間を通じてのサポートが可能となります！！